

## 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること (第 22 条の 6 第 1 号)

『音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする』ことを建学の精神としており、この「建学の精神」を実践するために、①一貫教育の実践、②少人数制による教育、③国際化の推進、④地域社会との交流の 4 つを教育の柱(基本方針)として掲げている。

特に学校及び地域社会の指導者として活躍する人材を輩出し、音楽に対する専門知識と演奏技術の向上に努め、幅広い知識と教養を身につけた人間性を育むことを目標としている。